

# 令和4年度

## 事業計画書

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

岩倉市社会福祉協議会

# 令和4年度 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

日本は、平成 20 年に人口がピークに達し、その後は、人口減少社会へ突入しました。平成 2 年に 12.1% であった高齢化率は、令和元年までの間に 16.3 ポイント上昇し、28.4% に達し、令和 22 年には、高齢化率が 35.3% と見込まれています。世帯構成においては、1 世帯当たり人員の推移をみると平成 2 年の 2.99 人から平成 27 年の 2.33 人までに減少し、世帯人員 1 人、2 人の世帯が増加してきております。

また、令和 2 年当初から続いている新型コロナウイルス感染症拡大により、経済や雇用の先行きが見えない不安な状況に至っており、生活困窮や孤立・孤独などの課題が顕在化されてきました。

本会におきましては、近年複雑化、多様化する地域課題に対し、高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者ら様々な人たちの相談に寄り添い、地域で安心して暮らすことができるよう行政、市内社会福祉法人、福祉関係団体、ボランティア・市民活動団体等との連携・協働し対応していく必要があります。

そのためにも本会の「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の基本理念を念頭に、支会活動事業やボランティアセンター活動事業を軸とした地域福祉事業をさらに推進していきます。

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けては、地域福祉事業の推進を図るとともに岩倉市と共同事務局として第 3 期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定に努めます。

近年、自然災害が日本各地で発生しており、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震による大規模災害への備えや対応の整備が急務になっています。

令和 3 年度に災害時の事業継続計画を策定し、計画を実行性のあるものとすべく、教育・訓練を実施し、事業が継続可能となるよう体制づくりに努めます。

また、災害後の復興支援となる災害ボランティアセンターについても平時から岩倉市をはじめとする関連機関と連携を図り、対応できるよう努めます。

今後は、経営管理の強化、各種事業の適切な運営、働き方改革の対応や財務規律の強化などに取り組むとともに、地域に信頼される社会福祉法人の運営推進に努めます。

## **重点目標**

### **1 信頼される法人経営**

地域福祉を推進する中核組織として、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施に対し、地域に信頼される法人経営に努めます。

事業継続計画を基に教育・訓練を実施し、災害時において事業継続が可能となる体制づくりに努めます。

また、感染症等拡大時には、感染予防を実施とともに本会事業はもとより介護事業等においても、事業継続が可能となる体制作りに努めます。

### **2 共に暮らす地域づくり**

住民の主体的な福祉活動が行われるようボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成のための講座や地域福祉講座を開催し、地域福祉にかかわるボランティアの育成や幅広い世代のボランティア活動の参加促進を図ります。また、7つの支会活動をさらに推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを支援します。

行政と連携を図り、令和5年度からの第3期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定に努めるとともに、地域共生社会の実現に向け、本会事業と市受託事業である地域包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業とも一体的に地域課題に取り組む体制づくりに努めます。

## **事業内容**

### **第1 社会福祉事業**

#### **1 法人運営事業**

##### **(1) 法人運営事業**

- ア 理事会及び評議員会の適切な運営
- イ 会員の加入促進による安定した自主財源の確保
- ウ 研修等による職員の人材育成
- エ 広報紙の発行（共同募金配分金事業）と、市広報及び報道機関等への各種事業紹介

- オ ホームページでの啓発及び各種事業紹介
- カ 福祉サービスに対する苦情への適切な対応
- キ 個人情報保護の周知・徹底化
- ク 働き方改革の推進
- ケ 事業継続計画の教育・訓練の実施

## 2 地域福祉活動推進事業

### (1) 支会活動事業

- ア 支会活動推進委員会の開催と、地域住民による地域の実情に合わせた支会活動の推進
- イ 地域とのふれあいとつながりを築く「ふれあい・いきいきサロン」の実施
- ウ 使用済み切手等の収集活動

### (2) 福祉機器貸出事業

- ア 在宅介護用福祉機器等の貸出

## 3 地域福祉計画推進事業

- (1) 第3期計画の策定作業
- (2) いわくら福祉市民会議の推進
- (3) いわくらあんしんねつの推進

## 4 ボランティアセンター運営事業

### (1) ボランティアセンター事業

- ア ボランティアセンター運営委員会によるボランティアセンターの運営や啓発活動、福祉教育講座の開催（共同募金配分金事業）
- イ ボランティア養成講座の開催
  - (ア) 情報保障に関するボランティア養成講座（共同募金配分金事業）
  - (イ) 地域福祉講座（共同募金配分金事業）
- ウ ボランティア相談・登録・あっせん活動
- エ 各種ボランティア活動団体への支援・協力
- オ ボランティア連絡協議会への支援（共同募金配分金事業）・協力
- カ ボランティア活動用備品機材貸出

キ レクリエーション用品貸出  
ク ボランティア活動保険の受付窓口  
ケ 福祉フェスティバルの開催による福祉とボランティアの啓発（共同募金配分金事業）

コ 災害ボランティア活動事業

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置訓練
- (イ) 災害ボランティアセンター運営資機材の整備
- (ウ) 災害ボランティア活動に関する支援

(2) 福祉教育事業

- ア 福祉実践教室の開催（共同募金配分金事業）
- イ 青少年等ボランティア福祉体験学習の開催（共同募金配分金事業）

5 いきいき介護サポーター事業（市受託事業）

- ア 介護サポーター活動を通しての介護予防等の取り組みを支援

6 共同募金配分金事業

(1) 高齢者福祉事業

- ア 老人クラブへの助成

(2) 障害者福祉事業

- ア スポーツフェスティバルの開催
- イ 夢コンサートの開催
- ウ ニューミックステニス大会への助成
- エ おもちゃ図書館の運営

(3) 児童・青少年福祉事業

- ア 福祉実践教室の開催（再掲）

(4) 福祉育成・援助事業

- ア 広報紙の発行（再掲）
- イ 火災住居への見舞金

(5) ボランティア育成事業

- ア ボランティアセンターの運営（再掲）
- イ ボランティア養成講座の開催（再掲）

- (ア) 情報保障に関するボランティア養成講座（再掲）
- (イ) 地域福祉講座（再掲）
- (6) 各種福祉団体等への助成事業
- (7) 歳末たすけあい配分金事業
  - ア ひとり暮らし高齢者事業
  - イ 介護者手当受給者への支援金等の配付
  - ウ 児童福祉施設通所者へ支援金等の配付
  - エ 子ども食堂への助成

## 7 資金貸付事業

- (1) 貸付相談支援業務
- (2) 生活福祉資金貸付事業
  - ア 総合支援資金貸付
  - イ 福祉資金貸付
  - ウ 教育支援資金貸付
- (3) くらし資金貸付事業
- (4) 出産資金貸付事業
- (5) 法外貸付事業

## 8 福祉サービス利用援助事業

- (1) 日常生活自立支援事業の推進（県社会福祉協議会受託事業）

## 9 訪問介護事業（介護保険法等）

- (1) 訪問介護事業
- (2) 第一号訪問事業
- (3) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託事業）
- (4) 養育支援訪問事業（市受託事業）

## 10 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業

1 1 居宅介護支援事業（介護保険法）

（1）居宅介護支援事業

（2）介護予防支援事業

1 2 生活支援コーディネーター事業（市受託事業）

1 3 基金運営事業

（1）社会福祉基金運営事業

（2）児童健全育成ボランティア基金運営事業

（3）介護運用積立基金運営事業

## 第2 公益事業

1 岩倉市ふれあいセンター事業（市受託事業）

（1）岩倉市ふれあいセンター利用許可等に関する業務

（2）岩倉市ふれあいセンター維持管理業務

（3）岩倉市ふれあいセンター利用者懇談会の開催

2 岩倉市地域包括支援センター事業（市受託事業）

（1）地域支援事業

　ア　包括的支援事業

　（ア）介護予防ケアマネジメント業務

　（イ）総合相談支援業務

　（ウ）権利擁護業務

　（エ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

　イ　地域包括ケアシステムの推進

　ウ　認知症初期集中支援チーム

（2）予防支援事業

　ア　指定介護予防支援事業

3 岩倉東部地域包括支援センター事業（市受託事業）

(1) 地域支援事業

ア 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
  - (イ) 総合相談支援業務
  - (ウ) 権利擁護業務
  - (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- イ 地域包括ケアシステムの推進
- ウ 認知症初期集中支援チーム
- エ 認知症地域支援推進員

(2) 予防支援事業

ア 指定介護予防支援事業